

総務委員会 会議録

日 時 令和4年12月9日（金曜日） 午前9時45分～午前10時28分
場 所 白杵庁舎2階 全員協議会室

出席委員の氏名

委員長 伊藤 淳 副委員長 ~~大塚 州章~~ 委 員 広田 精治
委 員 戸匹 映二 委 員 匹田 郁 委 員 梅田 徳男

欠席委員の氏名

大塚 州章

説明のため出席した者の職氏名

政策監（総務・企画担当） 平山 博造 総務課長 柴田 監
秘書・総合政策課長 安東 信二 総務課参事監 佐世 善之

出席した事務局職員の職氏名

書記 後藤 秀隆

傍聴者

（ な し ）

会議に付した事件及び審査結果

<審査議案>

番 号	件 名	協議結果
第66号	白杵市職員の定年等に関する条例の一部改正について	原案可決
第67号	白杵市職員の退職手当に関する条例の一部改正について	原案可決
第68号	地方公務員法の一部改正に伴う関係条例の整備について	原案可決
第69号	白杵市職員の給与に関する条例等の一部改正について	原案可決
第70号	個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備について	原案可決
第71号	白杵市過疎地域持続的発展計画の変更について	原案可決
第72号	指定管理者の指定について	原案可決

午前9時45分 開議

○委員長（伊藤 淳）

ただいまから総務委員会を開催いたします。これより議事に入ります。本委員会に付託されました議案は7件であります。お手元の次第に沿って審査を行いたいと思います。

それでは、財務経営課所管の議案の審査を行います。第72号議案指定管理者の指定についてを議題といたします。本議題は連合審査を行っておりますので、討論より行います。

これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で、討論を終わります。これより採決を行います。第72号議案については原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

異議なしと認めます。よって、第72号議案については、原案の通り可決すべきものとして決しました。これで財務経営課所管の議案の審査を終わります。お疲れ様でした。休憩します。

午前9時46分 休憩

午前9時47分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開いたします。次に、秘書・総合政策課所管の議案の審査を行います。第71号議案、臼杵市過疎地域持続的発展計画の変更についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎秘書・総合政策課長（安東信二）

おはようございます。秘書・総合政策課です。第71号議案、臼杵市過疎地域持続的発展計画の変更についてご説明をさせていただきます。

（ 付議議案書に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

(な し)

○委員長(伊藤 淳)

以上で討論を終わります。

これより採決を行ないます。

第71号議案については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

○委員長(伊藤 淳)

ご異議なしと認めます。よって、第71号議案については、原案のとおり可決すべきものとして決しました。これで、秘書・総合政策課所管の議案の審査を終わります。お疲れさまでした。休憩します。

午前9時51分 休憩

午前9時52分 再開

○委員長(伊藤 淳)

再開します。次に、総務課所管の議案の審査を行います。審査については、第66号議案から第69号議案まで一括説明、一括質疑を行った後、一括して討論・採決を行いたいと思います。執行部の説明を求めます。

◎総務課長(柴田 監)

それでは、令和4年12月定例会に上程させていただきました、総務課所管の条例議案について、ご説明をさせていただきます。

(付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明)

○委員長(伊藤 淳)

以上で第66号議案から第69号議案までの説明が終わりました。これより第66号議案から第69号議案までの質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員(戸匹映二)

ちょっと教えていただきたいんですが、退職されるのが2年に1回という形に今後なるということは、退職金といえますか、手当といえますか、それがいわゆる2年に1回、2年分の方の退職金として上がってくるという形、予算上、要するに、2年に1回、その退職の人数が、上限があると思うんですけど、その2年に1回、退職金の予算が増えるっていうか、そういう形に今後なるということなんでしょうか。

◎総務課長(柴田 監)

戸匹委員のご質問にお答えいたします。今回、令和5年度から1歳ずつ、退職年齢が伸びるということで、2年に1回しか退職者が出ないということもございしますが、定年前再任用短時

間勤務職員というのを選ぶ職員も、当然出てくると思います。その場合は60歳で、退職をするということになりますので、すいません、先ほど説明が漏れましたが、この1番の表、色がついている左の下のほうに、59歳で情・意というふうに書いているんですけど、説明の文章は右下の四角内に書いてありますが、本人の意欲等で早く退職して、定年前再任短時間勤務職員を選ぶことができますので、59歳の時に、制度の説明を、その対象の職員にして、その時点で60歳になった時に、退職するか、そのまま定年延長を選ぶかということを聞くこととなります。その次の年度からは、それで1年延びた人も含めて、去年は定年延長を選んだけど、次の年はどうしますかというような感じで、制度が完成するころには、それまでの定年延長を選んだ職員も含めて、情報を提供して意見を聞くと、それで退職人数を把握した上で、退職金の予算を計上するというような、ちょっと複雑にはなりますが、そういう流れとなります。

○委員（戸匹映二）

分かりました。ありがとうございました。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑ありませんか

○委員（梅田徳男）

人事評価と給料との関係ですけど、給料が60歳前の7割水準の設定ということですけども、人事評価っていうのは、現役という言い方も悪いかも知れないけど、60歳よりも前の人と、定年延長で該当する期間に入る人と、テーブルは別テーブルを設けるんですか。

◎総務課長（柴田 監）

休憩をお願いします。

○委員長（伊藤 淳）

休憩します。

午前10時08分 休憩

午前10時09分 再開

○委員長（伊藤 淳）

再開します。

◎総務課長（柴田 監）

梅田委員の質問にお答えいたします。まず60歳の時に、定年前再任用短時間勤務を選ぶ職員は、評価のやり方が変わってきますので、そのまま定年延長の職員は、同じ評価ということになります。7割の給料は、そのテーブルがあるのではなく、60歳前の給料に7割を掛けた額ということで5級のいくらを支給するというような表現で、7割の額ということで決定いた

します。

○委員（梅田徳男）

分かりました。ありがとうございました。もう1個、原則として、降任ってのは、どこまで降任するんですか。

◎総務課長（柴田 監）

梅田委員の質問にお答えいたします。降任は5級の主幹の職に降任するというふうになります。職名は、下から上がってきて主幹になった職員と、降任でなった職員が分かるように、規則のほうで、名前を分けて作りたいというふうに考えております。

○委員（匹田 郁）

関連ですが、任命権者が降任をするということになると、例えば課長級が降格するのと、課長補佐とか、そこまでいってない人、要するに課長職・管理職になっていなかった人が、再任用の形を取るとしたら、それが一律、今言われた主幹になっていくのか。それとも、今の役職からいくつ下がるとか、そういう形が取れているのかどうか。また、そういうふうにするのかどうかということと、もう一つ、主幹まで下げるということを原則とした場合、原則ですから、任命権者は、それを絶対守るべきことなのか、原則が変わる可能性もあるのか、今までもそういうことが、ちょっとあったと自分の記憶の中にあるので、そういうことを含めてご説明ください。

◎総務課長（柴田 監）

匹田委員のご質問にお答えいたします。役職定年ということでございますので、役職定年の対象になる職員は管理・監督職で、管理職は課長級、それから参事。監督職が総括課長代理、課長代理という役職がついております。その役を剥ぐということで、その剥いだ、もう次の上位というのが主幹の5級になります。そこで一緒になるじゃないかという意見もございますが、給料はその課長で辞めた、60歳になった職員と、課長代理で60歳になった職員と、その時点で若干差がありますので、その7割ということで、同じ5級の主幹になっても、給料の差は若干あるというような形になっております。任命権者の判断で、例えば5級に降ろすのを6級でとどめるとかというようなことは、制度上になっておりません。役を剥ぐということで、5級になるということでございます。それとは別に、臼杵市では対象者がおりませんが、全国的に見ると、病院とかを持っている自治体とかで、医者とか、そういう資格を持っている職員を、その定年の、例えば60歳を65歳まで特定管理監督職だったと思いますが、そういう職を設けて、定年を延ばすというような制度はございますが、臼杵市においては、そういう対象になるような職がございませんので、管理・監督職は、役職範囲で5級にというような形で統一をさせていただいております。

○委員（匹田 郁）

もう1つ、定年が管理職に対してで、主幹の方が退職された時、また再任用された時には、そのまま主幹でいくんですか。7割になるから等級が下がる。その役職が、要するに主幹の方

が変わるのかどうか、そのところをお願いします。

◎総務課長（柴田 監）

匹田委員のご質問にお答えいたします。主幹で退職する方も、主幹のままで、その60歳の時に貰った給料の7割になります。万が一、副主幹等で辞めるというような職員がいた時は、副主幹から主幹になるということとはございませんので、4級の副主幹で辞める。そういう職員は今のところおりませんが、そういうことも将来的にはあるかもしれません。

○委員（匹田 郁）

確認です。主幹の方が辞めた。そのまま給料は7割、その代わり主幹のままだという事で、そういう認識でいいですか。

◎総務課長（柴田 監）

匹田委員の質問にお答えいたします。今、委員がおっしゃった通りでございます。

○委員（匹田 郁）

分かりました。

○委員（梅田徳男）

もう1点だけ確認させてください。60歳定年前の7割の賃金で固定した時に、制度が65歳と本人が退職するまで、7割の額で固定するってことになるんでしょうか。

◎総務課長（柴田 監）

基本、7割で固定となっております。

○委員（梅田徳男）

こんなに物価が上がったりして、賃金水準が低いという中で、7割に固定するっていう制度にしておくことが、ちょっとこれから先の運用に対して窮屈じゃないですか。要は7割の額を変えないといけないということを想定する必要はないですか。

◎総務課長（柴田 監）

梅田委員の質問にお答えいたします。現状では、法の趣旨に沿って、条例を改正しておりますので、7割の水準ということでございます。将来的に、また地方公務員法が改正された場合などは、その7割が若干7割5分になるとかいったこともあるかも知れませんが、現状では7割ということでございます。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑はございませんでしょうか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

ないようですので、以上で質疑を終わります。

これより66号議案から第69号議案まで一括して討論を行います。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。第６６号議案から第６９号議案については、原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

ご異議なしと認めます。よって第６６号議案から第６９号議案については原案の通り可決すべきものとして決しました。

最後に、第７０号議案、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備についてを議題といたします。執行部の説明を求めます。

◎総務課長（柴田 監）

それでは、第７０号議案、個人情報の保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備について、ご説明させていただきます。

（ 付議議案書及び条例議案新旧対照表に基づき説明 ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で説明が終わりました。これより質疑に入ります。質疑は挙手をもってお願いします。

○委員（戸匹映二）

個人情報保護条例の丸２番、手数料条例で、手数料無料でコピー代のみ徴収ということであります。これは、臼杵市が独自に条例で決めて、無料にするとかしないとかは、臼杵市が決めたということになるんですかね。それと、いろいろ手数料を取ったり、取らなかったりという部分が、いろいろ行政の書類ではあるんですけど、判断はどういうふうにされているのかをお伺いしたい。

◎総務課長（柴田 監）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。手数料につきましては、国は１件当たり３００円ということで定めておりますが、臼杵市の場合、これまでも無料で、ということでしたので、それを変えることなく、申請は無料で、コピー代等の実費だけ徴収するというふうにしております。

○委員（戸匹映二）

市役所の中でも、手数料が掛かったりするものも結構ありますが、無料にされた理由が何か特別にあるんでしょうか。

◎総務課長（柴田 監）

戸匹委員のご質問にお答えいたします。他の手数料との関連性というのは、ちょっと私のほうでお答えできませんが、今回は先ほど申しましたように、これまでも無料で行っていたということで、無料で考えております。

○委員長（伊藤 淳）

他に質疑は。

○委員（匹田 郁）

手数料条例がある以上、今までこうだったんだと。原則、何人にもという、白杵市情報公開条例の第1条にあるんですけど、それはそれで良いんです。今こういう時代に入って、そういう手数料、今まで取らなかったから取らないという発想じゃなくて、ちゃんと、今まで、どのぐらい、人件費の手間が掛ったかとか、どのぐらい来ているのかとか、そういうのをちゃんと分かっているわけですから、その辺も含めた中で、今まで無料だったから無料で良いだろう、とかいうんじゃないで、改正するわけですから、例えばコピーを何部までした人には、このぐらいとか、50部までの人には100円とか、もうちょっとそういうことをちゃんと検討して、人件費的には掛かるわけですから、ましてや、これはちょっとおかしいかもしれないけど、ストレス的なものもすごくあるような、案件があるわけですから、そういうことを踏まえた中で、無料だったから無料で良いでしょうなんかいう、そういう発想は今からちゃんと変えるべきだと思います。きちんと話し合った中で言わないと、今の課長の言葉、無料だったから、これからも無料です、コピー代をいただきますじゃなくて、そこはもうちょっときちんとして欲しい。本当に真摯にそういう話をしたのかなと受け取られるような、今の発言だったと思います。今回はこれで通るかもしれないけど、しっかりその辺をもう一度、皆さんで、ちゃんと考えた中で、やっていただきたいと思います。答えは要りません。要望です。

○委員長（伊藤 淳）

要望ということで、特に返答は良いということですので、他に質疑はございませんか。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

ないようですので、以上で質疑を終わります。これより討論に入ります。

（ な し ）

○委員長（伊藤 淳）

以上で討論を終わります。これより採決を行います。

第70号議案については原案の通り可決することにご異議ありませんか。

（ 「異議なし」の声 ）

○委員長（伊藤 淳）

ご異議なしと認めます。よって第70号議案については原案の通り可決すべきものとして決しました。これで総務課所管の議案の審査を終わります。

以上で総務委員会に付託された議案7件の審査を終了いたします。

これをもちまして総務委員会を閉会いたします。

午前10時28分 閉会

令和4年12月9日

臼杵市議会

総務委員会委員長 伊藤 淳